

糸魚川市人権教育・啓発推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 糸魚川市人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）の円滑な策定及び推進を図るため、糸魚川市人権教育・啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は推進計画の策定及び推進に関する事項について調査及び審議をし、並びに意見及び提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員会の委員は、人権の教育及び啓発に関し優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部環境生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。